

情報公開制度のDX推進に伴う
情報公開条例等の改正に係る横浜市情報公開・個人情報保護審査会の答申について

本市における情報公開制度のDX（デジタルトランスフォーメーション）を図るため、情報公開システムを開発し、令和8年度から運用を開始します。同システムでは、オンラインによる開示対象文書の閲覧、写しの交付などが可能となり、市民の皆様がより便利に市政に関する情報にアクセスできるようになります。

同システムの運用開始に伴い、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」といいます。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正が必要となることから、本年6月に、横浜市長から横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に改正内容につき諮問しました。

このたび、審査会から答申を受けましたので公表します。

答申の概要

1 オンライン閲覧による開示対象文書についての再開示制度適用除外

「情報公開システム」によるオンライン閲覧は、その開示対象文書に関し、30日間、閲覧及び写しの交付ができることが予定されているため、再開示制度を適用除外とすることが適当である。

2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外

「情報公開システム」により任意で提供される情報については、情報の検索性を高め、いつでも閲覧及びその電磁的記録のダウンロードができる機能を具備することが予定されているから、開示請求の対象外とすることが適当である。

3 保有個人情報の開示に関する手数料の額

「情報公開システム」により電磁的記録の写しを交付する場合の手数料の額は、情報公開条例に規定する電磁的記録を電子情報処理組織の使用により交付する場合の手数料の額と同額とすることが適当である。

答申の閲覧

横浜市市民局市民情報課のホームページに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/seido.html>



お問い合わせ先

市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

